

株 主 各 位

第23回定時株主総会招集のご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

- ・新株予約権等の状況 1
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 2

【連結計算書類】

- ・連結株主資本等変動計算書 6
- ・連結注記表 7

【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書 18
- ・個別注記表 19

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.interspace.ne.jp/ir/irnews.html>) に掲載することにより開示しております。

株式会社インタースペース

(1) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年9月30日現在）

		第4回新株予約権	第5回新株予約権		
発行決議日		2017年5月9日	2020年12月28日		
新株予約権の数		940個	240個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 94,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 24,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		400円/個	100円/個		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり146,700円 (1株当たり1,467円)	新株予約権1個当たり146,700円 (1株当たり1,467円)		
権利行使期間		2021年1月1日から 2027年9月30日まで	2022年1月1日から 2027年9月30日まで		
行使の条件		(注) 2	(注) 3		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	910個	新株予約権の数	240個
		目的となる株式数	91,000株	目的となる株式数	24,000株
	保有者数	4人	保有者数	1人	
	社外取締役	新株予約権の数	30個	新株予約権の数	－個
目的となる株式数		3,000株	目的となる株式数	－株	
		保有者数	1人	保有者数	－人

(注) 1 監査役には新株予約権を付与していません。

2 新株予約権の行使等に関する条件

- (1) 新株予約権者は、当社の2020年9月期から2022年9月期のいずれかの事業年度の営業利益が1,800百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことができない。
- (5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3 新株予約権の行使等に関する条件

- (1) 新株予約権者は、当社の2021年9月期から2022年9月期のいずれかの事業年度の営業利益が1,800百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を行使することがで

きる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことができない。
 - (5) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- 4 第 4 回新株予約権および第 5 回新株予約権は、2022年10月 1 日をもって権利行使条件を満たさないことが確定し、権利行使不能となったため、全部消滅しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備します。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、行動指針を定め、法令及び定款等の遵守が企業活動の基盤であることを認識し、当社の代表取締役社長が経営理念及び経営方針の精神を繰り返し周知させることによって、コンプライアンス意識の醸成と維持及び体制の確立に努めます。
 - (2) 当社の代表取締役社長は、内部監査を直轄し、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査するものとし、その結果を取締役会及び監査役会へ報告するものとします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社の文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等の

取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、適切に保存・管理します。

- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、いつでも閲覧できるものとします。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社および当社グループ各社は、リスクマネジメント規程に従い、当社グループにおけるリスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築します。また、リスクが現実化した場合には、最小化するための措置を講じます。
 - (2) 当社の代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全社的に統括し、リスク別に責任部署を定め、継続的に監視するものとします。
 - (3) 内部監査では、当社グループのリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を当社取締役会に報告します。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、定時取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、迅速に重要事項の意思決定を行える体制を整備します。また、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保します。
 - (2) 取締役会は経営計画を達成するため、年度目標及び予算を策定し、効率的な経営資源の配分を行います。
 - (3) 取締役会を補完し、取締役の業務執行が機動的に行われるよう、常勤取締役及び常勤監査役に事業責任者を含めた経営会議を開催し、経営計画達成のための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じます。
 - (4) 当社は、経営企画室及び財務経理部を通じて定期的にグループ会社の業績・経営状況についての報告を受け、その進捗状況の把握に努めるものとします。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の経営企画室は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。
 - (2) 当社の内部監査担当は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等当該使用人に関する事項
 - (1) 内部監査担当者は、監査役からの求めがあった場合は、監査役の補助業務を行うものとします。
 - (2) 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役の意見を尊重し、監査役を補助する従業員を置くものとします。
 - (3) 監査役を補助する従業員は、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該業務において取締役全員からの指揮命令は受けないう、独立して業務を行うことを確保されるものとします。
 - (4) 監査役を補助する従業員の人事評価および人事考課について、監査役の同意を得た上で決定される

ものとしします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、次に定める事項を監査役に報告します。

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、次に定める事項を監査役に報告します。

- ①当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ②毎月の経営状況として重要な事項
- ③内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ④法令・定款違反に関する事項
- ⑤「社員目安箱」(公益通報窓口)への通報状況及びその内容
- ⑥その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 当社は、当社及びグループ会社の取締役及び従業員が監査役に報告を行なったことを理由として不利な取り扱いを行わないものとしします。

8. その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換など意思の疎通を図るものとしします。

(2) 監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとしします。

(3) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用を請求した場合、監査役の職務の執行に必要なでないと認められたときを除き、当該費用を負担するものとしします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしします。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持いたします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況

(i) 取締役及び使用人の職務執行の効率性、適法性に関する運用状況

重要会議の開催

当社は、毎月取締役会を開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行についての審議をおこなっております。本事業年度は16回の取締役会を開催し、毎回社外取締役およ

び社外監査役が出席し、取締役の職務執行状況、経営状況をチェックしております。さらに、原則月2回常勤役員、執行役員等の事業責任者が参加する経営会議が開催されており、事業計画と業務実績の検討ならびに重要事項に関する諮問をおこなっております。また、各部門の業務執行の状況報告、情報共有および対策検討など幅広く議論を重ねております。

コンプライアンス意識の醸成

当社は、社員の入社時または必要に応じてコンプライアンス意識を醸成させるための研修を行っております。本事業年度は「重要情報や個人情報の取扱」「インサイダー取引の防止」「事業を取り巻く法令」などの研修を実施しております。

(ii) リスクマネジメントに関する運用状況

内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査グループを設け、内部監査の結果やその是正状況を直接報告する体制を取っております。これによりリスクが高い取引の発生防止や業務プロセスの効率性改善をおこなっております。

(iii) 当社企業グループの管理に関する運用状況

関係会社の管理

当社は、関係会社管理規程に従い、経営企画室を主管部署として関係会社の経営成績、財政状態について報告を受けております。また、当社取締役が関係会社の取締役を兼務しており、取締役会等重要な業務執行に関与可能な体制を構築しております。

(iv) 監査役監査の実効性確保に関する運用状況

監査役監査

当社は、監査役全員を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、各監査役は独立性を持って職務を遂行しております。常勤監査役は、重要書類の閲覧等日常的な業務監査に携わるだけでなく、経営会議等の重要な会議に定期的に参加し、必要に応じて代表取締役社長や各取締役と適宜意見を交換することで、取締役職務執行の状況および経営状況等を逐次確認しております。また、会計監査人や内部監査担当者と緊密な連携を取っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当連結会計年度期首残高	984,653	725,000	3,793,187	△103,775	5,399,066
会計方針の変更による 累積的影響額			608		608
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	984,653	725,000	3,793,796	△103,775	5,399,674
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△135,589		△135,589
親会社株主に帰属する 当期純利益			563,456		563,456
自己株式の取得				△522,494	△522,494
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	427,867	△522,494	△94,627
当連結会計年度末残高	984,653	725,000	4,221,663	△626,270	5,305,047

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	57,022	△3,932	53,070	772	5,452,909
会計方針の変更による 累積的影響額					608
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	57,002	△3,932	53,070	772	5,453,517
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△135,589
親会社株主に帰属する 当期純利益					563,456
自己株式の取得					△522,494
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額(純額)	△30,206	26,469	△3,736	△4	△3,740
当連結会計年度変動額合計	△30,206	26,469	△3,736	△4	△98,368
当連結会計年度末残高	26,796	22,537	49,333	768	5,355,148

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社ストアフロント

株式会社TAG STUDIO

4 MEEE株式会社

株式会社ユナイトプロジェクト

株式会社電腦広告社

PT.INTERSPACE INDONESIA

INTERSPACE(THAILAND)CO.,LTD.

INTERSPACE DIGITAL SINGAPORE PTE.LTD.

INTERSPACE DIGITAL MALAYSIA SDN.BHD.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数及び関連会社の名称

持分法適用の関連会社数 1社

持分法を適用する関連会社の名称

INTERSPACE VIETNAM CO.,LTD.

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、PT.INTERSPACE INDONESIA（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、PT.INTERSPACE INDONESIAについては、連結決算日で本決算に準じた仮決算をおこなった計算書類を使用して連結決算をおこなっております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～15年
器具備品	3～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年間）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. インターネット広告事業

顧客との契約に基づく広告取次業務を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できる広告媒体を継続して手配することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

ロ. メディア運営事業

広告媒体となるメディアの提供を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できるメディアを継続して提供することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

上記の履行義務の充足に係る進捗度はアウトプット法を用いて成果数量もしくは配信数量等によって見積もっております。取引価額は成果数量もしくは配信量等によって算定されるため、変動対価として扱いますが、1か月の自動更新契約であることから、末日に確定した成果数量もしくは配信量等に基づいて算定しております。また、いずれも単一の履行義務として捉えているため取引価額の配分はありません。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却をおこなっております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりであります。

メディア運営事業における期間保証型広告の販売においては、従来、広告掲載期間終了時点で収益を認識しておりましたが、当該取引を一定の期間にわたり充足される履行義務として取り扱い、履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法に変更しております。また、インターネット広告事業における成果報酬型広告においては、従来、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は18,248,355千円減少し、売上原価は18,248,811千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ456千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は608千円増加しております。

(2) (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記をおこなっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「助成金収入」(当連結会計年度は、1,987千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 173,505千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、事業計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し見積っております。

将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいて、当社又は子会社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、当社グループの繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	67,826千円
器具備品	533,658千円
合計	601,484千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	6,967,200株	－株	－株	6,967,200株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	187,743株	502,626株	－株	690,369株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得502,600株及び単元未満株式の買取り26株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	135,589千円	20円	2021年9月30日	2021年12月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年10月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	156,920千円	25円	2022年9月30日	2022年12月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性が高く安全性の高い金融資産でおこない、資金調達については主に銀行借入及び社債発行による方針であります。

デリバティブ、投機的な取引はおこなっておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクにさらされております。また、海外で事業をおこなうにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。

投資有価証券は、主に株式または投資事業組合への出資であり市場価格の変動リスク、為替の変動リスクにさらされております。また、非上場株式においては当該企業の財政状態の悪化に伴う減損のリスクにさらされております。

営業債務である買掛金は流動性リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理及び残高管理をおこなうとともに主な取引先の信用状況を適宜把握する体制をとっております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に発行企業の財政状態等を把握し、また発行企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、資金繰・設備投資計画に基づく支払管理をおこなっているほか、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	52,002	52,002	—

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短
期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載
を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は168,183千円であります。

(*3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表
計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	47,793
子会社株式及び 関係会社出資金	191,975

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,755,462	—	—	—
売掛金	3,716,879	—	—	—
計	9,472,341	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(*)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品は投資信託のみであり、当該投資信託の時価については記載を省略しております。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は52,002千円であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	インターネット広告	メディア運営	計		
成果報酬型広告	3,175,385	—	3,175,385	—	3,175,385
成果報酬型広告 (店舗型)	1,385,803	—	1,385,803	—	1,385,803
コンテンツメディア	—	1,537,725	1,537,725	—	1,537,725
比較メディア	—	325,422	325,422	—	325,422
調整額 (注)	—	—	—	698,953	698,953
顧客との契約から生じる収益	4,561,189	1,863,147	6,424,336	698,953	7,123,290
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	4,561,189	1,863,147	6,424,336	698,953	7,123,290

(注) 外部顧客への売上高の調整額は、報告セグメントにおいて代理人として処理した取引のうち、他の当事者がセグメント間に存在するため、連結損益計算書上は本人として処理される取引であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,102,402
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,716,879
契約資産(期首残高)	930
契約資産(期末残高)	1,525
契約負債(期首残高)	9,178
契約負債(期末残高)	6,763

契約資産は、主としてメディア運営事業における期間保証型広告において履行義務を充足した期間に対応するものであります。契約資産は、顧客との契約に基づく期間が経過し、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。

契約負債は、主にインターネット広告事業における広告取次業務に関連して顧客から受領する前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,993千円であります。また、当連結会計年度における契約資産および契約負債に重要な変動はありません。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行義務に配分した取引価額の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	853円04銭
1株当たり当期純利益	85円62銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
—	—	のれん
株式会社ユナイトプロジェクト（東京都新宿区）	事業用資産	ソフトウェア
タイ王国	事業用資産	建物、器具備品、ソフトウェア

当社グループは、原則として事業セグメントを基準としてグルーピングをおこなっており、事業の廃止が決定された資産、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングをおこなっております。

当連結会計年度において、メディア運営セグメントに属する株式会社ユナイトプロジェクトおよびその取得時に生じたのれん、インターネット広告セグメントに属するINTERSPACE(THAILAND)CO.,LTD.について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額226,629千円を減損損失として特別損失に計上しました。

その内訳は、のれん204,961千円、株式会社ユナイトプロジェクト19,789千円（ソフトウェア19,789千円）、タイ王国1,879千円（建物780千円、器具備品893千円、ソフトウェア204千円）であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	984,653	725,000	725,000	3,663,472	3,663,472
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△135,589	△135,589
当 期 純 利 益				230,969	230,969
自 己 株 式 の 取 得					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	95,380	95,380
当 期 末 残 高	984,653	725,000	725,000	3,758,853	3,758,853

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△103,775	5,269,351	57,002	57,002	772	5,327,125
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△135,589				△135,589
当 期 純 利 益		230,969				230,969
自 己 株 式 の 取 得	△522,494	△522,494				△522,494
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△30,206	△30,206	△4	△30,210
当 期 変 動 額 合 計	△522,494	△427,114	△30,206	△30,206	△4	△457,324
当 期 末 残 高	△626,270	4,842,236	26,796	26,796	768	4,869,801

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

器具備品	4～15年
------	-------

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年間）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①インターネット広告事業

顧客との契約に基づく広告取次業務を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できる広告媒体を継続して手配することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

②メディア運営事業

広告媒体となるメディアの提供を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できるメディアを継続して提供することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

上記の履行義務の充足に係る進捗度はアウトプット法を用いて成果数量もしくは配信数量等によって見積もっております。取引価額は成果数量もしくは配信量等によって算定されるため、変動対価として扱いますが、1か月の自動更新契約であることから、末日に確定した成果数量もしくは配信量等に基づいて算定しております。また、いずれも単一の履行義務として捉えているため取引価額の配分はありません。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりであります。

メディア運営事業における期間保証型広告の販売においては、従来、広告掲載期間終了時点で収益を認識しておりましたが、当該取引を一定の期間にわたり充足される履行義務として取り扱い、履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法に変更しております。また、インターネット広告事業における成果報酬型広告においては、従来、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の損益計算書は、売上高は16,900,692千円減少し、売上原価は16,902,079千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,386千円増加しております。

また、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(2) (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「為替差益」は4,040千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) (関係会社株式の評価)

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-----------|
| 関係会社株式 | 368,972千円 |
|--------|-----------|

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理をおこなっております。

市場価格のない関係会社株式の実質価額については、関係会社の事業計画を基礎として算定しておりますが、当該計画は種々の指標の仮定に基づいて作成されており、この仮定には不確実性が伴います。これらの見積りにおいて用いた仮定が、経済環境の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) (繰延税金資産の回収可能性)

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 169,986千円 |
|--------|-----------|

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、事業計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し見積っております。

将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいて、当社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、当社の繰延税金資産は減額され、当社の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	64,018千円
器具備品	527,064千円
合計	591,082千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	126,230千円
短期金銭債務	86,377千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,657千円
売上原価	85,517千円
販売費及び一般管理費	440,625千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	12,971千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	187,743株	502,626株	一株	690,369株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得502,600株及び単元未満株式の買取り26株による増加分であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売掛金	6,921千円
貸倒引当金	129,216千円
減価償却超過額	87,023千円
投資有価証券	22,634千円
関係会社株式	180,681千円
関係会社出資金	4,415千円
保証金	12,317千円
未払事業税	19,453千円
賞与引当金	57,469千円
その他	11,084千円
繰延税金資産小計	531,213千円
評価性引当額	△349,400千円
繰延税金資産合計	181,813千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,826千円
繰延税金負債合計	△11,826千円
繰延税金資産の純額	169,986千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	名称	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	INTERSPACE (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接49%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社 長期貸付金 (注) 2	247,650
子会社	株式会社ストア フロント	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の回収 資金の貸付 (注) 1	100,000 —	関係会社 短期貸付金	100,000
子会社	株式会社ユナイ トプロジェクト	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付 (注) 1	100,000	関係会社 長期貸付金 (注) 2	100,000

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 関係会社長期貸付金に対し297,128千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において122,254千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	775円72銭
1株当たり当期純利益	35円10銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

~~~~~  
※ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表ならびに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。